

(二) 施行 令(平成十二年六月七日 政令第三百三十四号)

政令第三百三十四号

社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等  
に関する政令

内閣は、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成十二年法律第一百十一号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（社会福祉事業法施行令の一部改正）

第一条 社会福祉事業法施行令（昭和三十三年政令第八十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

社会福祉法施行令

第一項中「社会福祉事業法（以下「法」という。）第八十三条の二第一項」を「法第二百二十三条」に改め、第二項中「第八十三条の二第一項」を「第二百二十三条」に改める。

本則を第十二条とし、同条に見出しとして「（大都市等の特例）」を付し、同条の前に次の十一条を加える。

(社会福祉法人の収益を充てることのできる公益事業)

第一条 社会福祉法（以下「法」という。）第二十六条第一項の政令で定める事業は、次に掲げる事業であつて社会福祉事業以外のものとする。

- 一 法第二条第四項第四号に掲げる事業
- 二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第五項に規定する居宅サービス事業又は同条第十八項に規定する居宅介護支援事業
- 三 介護保険法第七条第二十二項に規定する介護老人保健施設を経営する事業
- 四 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第七条第二号若しくは第三号又は第三十九条第一号から第三号までに規定する厚生大臣の指定した養成施設を経営する事業
- 五 精神保健福祉士法（平成九年法律第三百三十一号）第七条第二号又は第三号に規定する厚生大臣の指定した養成施設を経営する事業
- 六 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第十三条第一項第一号に規定する指定保育士養成施設を経営する事業

七 前各号に掲げる事業に準ずる事業であつて厚生大臣が定めるもの

(運営適正化委員会の委員の定数及び選任)

第二条 法第八十三条に規定する運営適正化委員会(以下「運営適正化委員会」という。)の委員(第四項及び第五項並びに第十一条を除き、以下単に「委員」という。)の定数は、福祉サービス利用援助事業に関する助言又は勧告及び福祉サービスに関する苦情の解決の相談、助言、調査又はあつせんの事務を第七条第一項に規定する合議体が適切に行うために必要かつ十分なものとして、都道府県社会福祉協議会が定める数とする。

2 都道府県社会福祉協議会は、前項に規定する定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かなければならない。

3 委員は、都道府県社会福祉協議会に置かれる選考委員会の同意を得て、都道府県社会福祉協議会の代表者が選任する。

4 前項の選考委員会は、福祉サービスの利用者を代表する委員、社会福祉事業を経営する者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

5 第三項の選考委員会の委員は、都道府県社会福祉協議会の代表者が選任する。この場合においては、あらかじめ、厚生省令で定めるところにより、住民、福祉サービスの利用者、社会福祉事業を営業者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

6 前三項に規定するもののほか、選考委員会に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の解任)

第四条 都道府県社会福祉協議会の代表者は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

(運営適正化委員会の委員長)

第五条 運営適正化委員会に委員長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、運営適正化委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(運営適正化委員会の会議)

第六条 運営適正化委員会は、委員長が招集する。

2 運営適正化委員会は、過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。

3 運営適正化委員会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(合議体)

第七条 運営適正化委員会は、委員のうちから委員長が指名する者をもつて構成する合議体（以下「合議体」という。）で、次に掲げる事項に係る案件を取り扱う。

一 福祉サービス利用援助事業に関する助言又は勧告

二 福祉サービスに関する苦情の解決のための相談、助言、調査又はあつせん

2 合議体に長を一人置き、当該合議体を構成する委員の互選によつてこれを定める。

3 合議体を構成する委員の定数は、三人以上であつて運営適正化委員会が定める数とする。

4 合議体は、これを構成する委員の過半数（三人をもつて構成する合議体にあつては、これを構成する委員のすべて）が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

5 合議体の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、長の決するところによる。

6 運営適正化委員会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の議決をもつて運営適正化委員会の議決とする。

（運営適正化委員会の事務局）

第八条 運営適正化委員会の事務を処理させるため、運営適正化委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長命を受けて、局務を掌理する。

（委員等の秘密保持義務）

第九条 委員若しくは運営適正化委員会の事務局の職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(情報の公開)

第十条 運営適正化委員会は、毎年少なくとも一回、運営適正化委員会の業務の状況及びその成果について報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(配分委員会の委員の任期等)

第十一条 法第百十三条第一項に規定する配分委員会の委員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときは、遅滞なく、補欠の委員を選任しなければならない。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前二項に定めるもののほか、配分委員会に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

(身体障害者福祉法施行令の一部改正)

第二条 身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第九条第四項」を「第九条第五項」に、「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。

第一条の二第三項中「社会福祉事業法第六条第二項」を「社会福祉法第七条第二項」に改める。



第十条の二を第十条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

(国の負担の対象とならない施設)

第十条の四 法第三十七条の二第一項第一号の政令で定める施設は、第十条の二各号に掲げるものとする。

第十条の次に次の一条を加える。

(都道府県の負担の対象とならない施設)

第十条の二 法第三十七条第一項第三号の政令で定める施設は、次のとおりとする。

一 身体障害者福祉ホーム

二 身体障害者福祉センター

(知的障害者福祉法施行令の一部改正)

第三条 知的障害者福祉法施行令(昭和三十五年政令第百三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。

第五条を第十一条とし、第四条を第十条とし、第三条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(国の負担の対象とならない施設)

第九条 法第二十六条第一項第一号の二の政令で定める施設及び同項第三号の政令で定める施設は、第七条各号に掲げるものとする。

第二条中「次条」を「第八条」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(都道府県の負担の対象とならない施設)

第七条 法第二十五条第一項の政令で定める施設は、次のとおりとする。

一 知的障害者デイサービスセンター

二 知的障害者通勤寮

三 知的障害者福祉ホーム

第一条の四を第五条とする。

第一条の三中「第十五条の三第二項」を「第十五条の三第三項」に改め、同条を第四条とする。

第一条の二を第二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(知的障害者デイサービスセンター等における便宜の供与に関する措置の基準)

第三条 法第十五条の三第二項の措置は、知的障害者又はその介護を行う者であつて同項に規定する便宜

を必要とするものがその自立の促進、生活の改善等を図ることができるよう、当該知的障害者又はその介護を行う者の障害その他の状況及びその置かれている環境に応じて当該便宜を適切に供与することができる施設を選定して行うものとする。

(児童福祉法施行令の一部改正)

第四条 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条の二第六項」を「第六条の二第七項」に改める。

(社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正)

第五条 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令(昭和三十六年政令第二百八十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中「にいう」を「に規定する」に、「行なわれている」を「行われている」に改め、同条第二号及び第三号中「にいう」を「に規定する」に改め、同条第五号中「にいう」を「に規定する」に、「市町村からの委託を受けて、身体上若しくは精神上的の障害があつて日常生活を営むのに支障がある六十五歳以上の者(六十五歳未満の者であつて特に必要があると認

められるものを含む。）又はその者を現に養護する者に対し、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生省令で定める便宜を供与する」を「同法に規定する老人デイサービス事業を行う」に、「当該便宜を供与する」を「老人デイサービス事業を行う」に改め、同条第六号中「にいう」を「に規定する」に改め、同条第七号中「にいう」を「に規定する」に、「市町村からの委託を受けて、身体障害者又はその者を現に介護する者に対し、手芸、工作その他の創作的活動、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生省令で定める便宜を供与する」を「同法に規定する身体障害者デイサービス事業を行う」に、「当該便宜を供与する」を「身体障害者デイサービス事業を行う」に改め、同条第八号から第十一号までの規定中「にいう」を「に規定する」に改め、同条第十二号中「市町村からの委託を受けて、就労することが困難な知的障害者又はその者を現に介護する者に対し、手芸、工芸その他の創作的活動、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生省令で定める便宜を供与する施設」を「知的障害者福祉法に規定する知的障害者デイサービスセンター」に改める。

第一条の二中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第六十四条第一項」を「第六十九条第一項」に、「にいう」を「に規定する」に改める。

(民生委員法施行令の一部改正)

第六条 民生委員法施行令(昭和二十三年政令第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「総務」を「会長」に改める。

(公益質屋法第三条ノ規定ニ依ル国庫補助ノ件の廃止)

第七条 公益質屋法第三条ノ規定ニ依ル国庫補助ノ件(昭和二年勅令第二百三十二号)は、廃止する。

(地方自治法施行令の一部改正)

第八条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第七百七十四条の二十六第三項ただし書中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第十一条第一項」

を「第十二条第一項」に、「第六条第二項」を「第七条第二項」に改める。

第七百七十四条の二十八第一項中「第九条第四項」を「第九条第五項」に、「第四条の二第一項」を「第

二十六条第一項」に、「身体障害者居宅生活支援事業」を「身体障害者居宅生活支援事業等」に改め、同

条第六項中「第二十六条」の下に「及び第二十六条の二」を加え、「第四十条第一項」を「第四十条」に

、「身体障害者居宅生活支援事業」を「身体障害者居宅生活支援事業等」に改め、同条第七項中「身体障

「障害者居宅生活支援事業」を「身体障害者居宅生活支援事業等」に、「第四十条第一項」を「第四十条」に改める。

第七百七十四条の三十の二第一項中「社会福祉事業法第七章」を「社会福祉法第七章及び第八章」に、「第六十五条」を「第七十条」に、「第六十九条第一項」を「第七十三条第一項」に、「同章」を「これらの章」に改め、同条第二項中「社会福祉事業法第五十七条第一項及び第六十二条第一項」を「社会福祉法第六十二条第一項及び第六十七条第一項」に、「第六十四条第一項」を「第六十九条第一項」に、「第六十五条」を「第七十条」に、「第六十九条第一項」を「第七十三条第一項」に改め、同条第三項中「社会福祉事業法第六十五条」を「社会福祉法第七十条」に改める。

第七百七十四条の三十の三第一項中「第四条第二項に規定する知的障害者居宅介護等事業及び同条第三項に規定する知的障害者短期入所事業」を「第十八条に規定する知的障害者居宅生活支援事業等」に、「知的障害者居宅生活支援事業」を「知的障害者居宅生活支援事業等」に改め、同条第四項中「第十五条の三第二項」を「第十五条の三第三項」に、「知的障害者居宅生活支援事業」を「知的障害者居宅生活支援事業等」に改め、同条第五項中「知的障害者居宅生活支援事業」を「知的障害者居宅生活支援事業等」に改